

目次

I 全体

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	2
3	平均処理期間・審議回数	3
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	3
5	インカメラ	3
6	ヴォーンインデックス	3
7	特徴のある事件	4
8	その他	7
9	総会（委員の全員をもって構成する合議体）及び運営会議	7
10	各部会の調査審議回数	7

II 情報公開

1	諮問・答申件数	9
2	答申結果の分類	9
3	平均処理期間・審議回数	10
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	10
5	インカメラ	11
6	ヴォーンインデックス	11
7	特徴のある事件	11
8	その他	13

III 個人情報保護

1	諮問・答申件数	14
2	答申結果の分類	15
3	平均処理期間・審議回数	15
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	16
5	インカメラ	16
6	ヴォーンインデックス	16
7	特徴のある事件	16

IV 付言の実績	20
----------	----

[参考資料]

1 審査会委員名簿	29
2 諮問・答申件数一覧表	30
3 答申一覧	36

平成28年度の調査審議等の状況

(平成28年4月～平成29年3月)

I 全体

1 諮問・答申件数

平成28年度の諮問件数は895件、答申件数は1,198件である。

なお、平成13年度から平成28年度までの総諮問件数は14,080件、総答申件数は13,036件であり、平成28年度末時点で審議中の件数は520件である。

○情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[平成28年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
情報公開	650	937	13
個人情報保護	245	261	6
合計	895	1,198	19

[平成28年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	770	1,060	17
独立行政法人等	125	138	2
合計	895	1,198	19

[平成13年度～平成28年度]

(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (平成28年度末) (a-b-c)
行政機関	12,361	11,480	417	464
独立行政法人等	1,719	1,556	107	56
合計	14,080	13,036	524	520

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

1-1 中間答申

平成28年度においては、情報公開・個人情報保護審査会運営規則24条3項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

1-2 取下げ

平成28年度における諮問事件の取下げは、合計で19件であり、その内訳は以下のとおりである。

(取下げ件数及び理由の内訳)

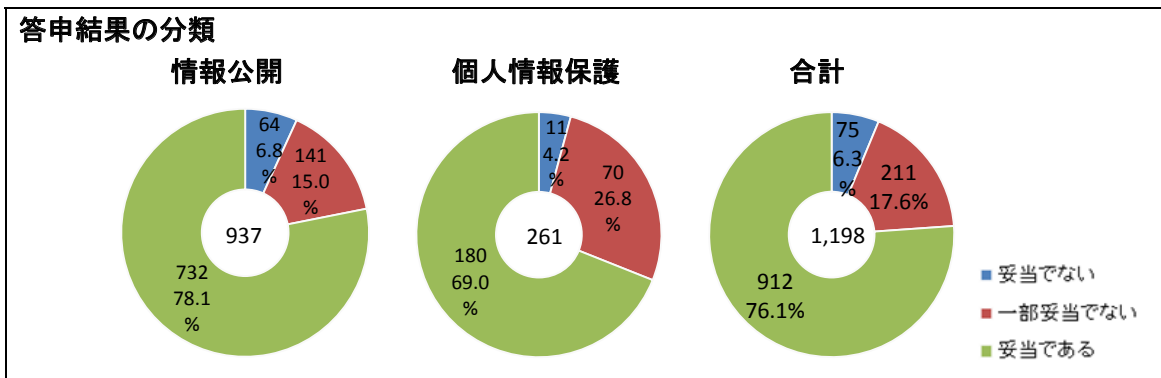
諮問種別	行政機関	独立行政法人等	合計
情報公開	12件	1件	13件
個人情報保護	5件	1件	6件
合計	17件	2件	19件

取下げ理由	件数
不服申立人の自主的な取下げ	2件
審査会意見通知	7件
全部開示	2件
改めて開示決定等を実施	4件
却下	0件
その他	4件
合計	19件

2 答申結果の分類

平成28年度に出された答申件数(1,198件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、286件(23.9%)である。

	情報公開	個人情報保護	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	64件 (6.8%)	11件 (4.2%)	75件 (6.3%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	141件 (15.0%)	70件 (26.8%)	211件 (17.6%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			286件 (23.9%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	732件 (78.1%)	180件 (69.0%)	912件 (76.1%)
合計	937件 (100%)	261件 (100%)	1,198件 (100%)

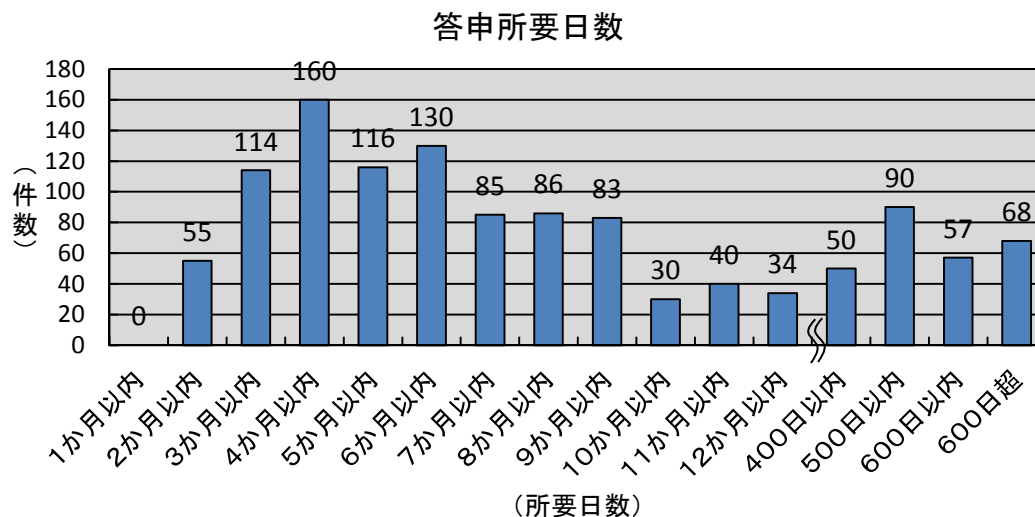


3 平均処理期間・審議回数

平成28年度の答申（1, 198件）について、平均処理期間は249.5日、平均審議回数は2.5回であり、最短の事件では35日で処理が終了しており（平成28年度（行情）答申第21号、第22号及び第370号）、最長の事件では1,224日かかっている（平成28年度（行情）答申第490号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.0回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は6か月以内で答申を出しており、全体の約3分の2は9か月以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

平成28年度の答申（1, 198件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは2件である。
- (3) 平成28年度に不服申立人等の口頭意見陳述及び諮問庁の口頭説明の聴取を地方において行った実績はない。
- (4) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。なお、審査会発足以降の実績は、後掲の別表のとおりである。

5 インカメラ

平成28年度の答申（1, 198件）についてみると、対象文書又は対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは570件である。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

平成28年度の答申（1, 198件）についてみると、諮問庁から情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「設置法」という。）9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

(注) ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当かどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書等の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

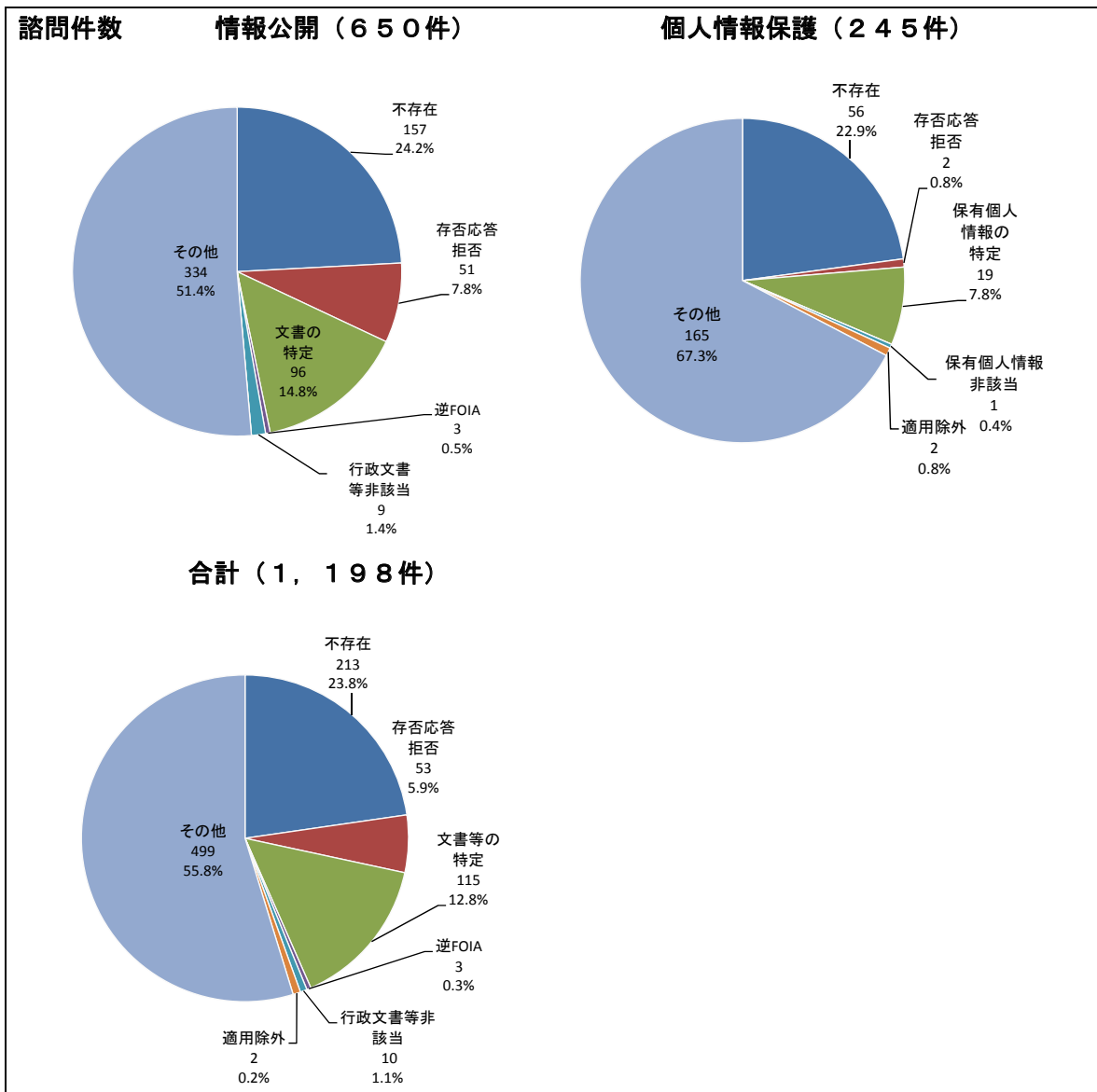
不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

(諮問)

(単位：件)

	情報公開	個人情報保護	合計
不存在事件	157	56	213
存否応答拒否事件	51	2	53
文書等の特定を争う事件	96	19	115
逆FOIA事件	3	0	3
行政文書等非該当事件	9	1	10
適用除外事件	0	2	2
その他事件	334	165	499
合計	650	245	895

(注)「不存在事件」、「存否応答拒否事件」、「文書等の特定を争う事件」、「行政文書等非該当事件」、「適用除外事件」とは、当該特徴のみを争った諮問事件をいう。以降、本資料において共通。



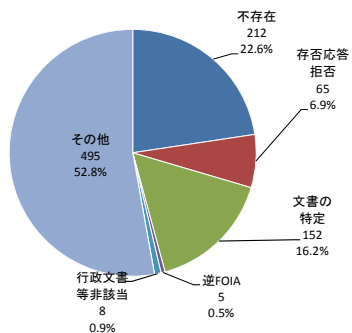
(答申)

(単位：件)

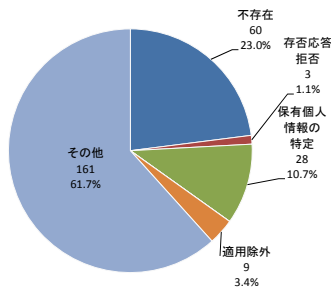
	答申件数			答申結果別の内訳			
	情報公開	個人情報保護	合計	妥当でない		妥当である	
				全部を妥当でない	一部妥当でない		
不存在事件	212	60	272	16	16	0	256
存否応答拒否事件	65	3	68	20	15	5	48
文書等の特定を争う事件	152	28	180	18	14	4	162
逆FOIA事件	5	0	5	1	1	0	4
行政文書等非該当事件	8	0	8	3	3	0	5
適用除外事件	0	9	9	0	0	0	9
その他事件	495	161	656	228	26	202	428
合計	937	261	1,198	286	75	211	912

答申件数

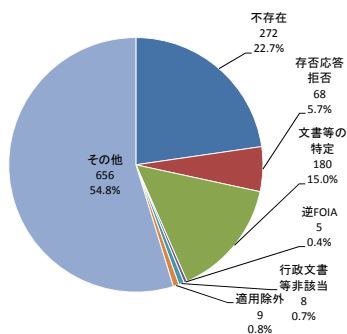
情報公開 (937件)



個人情報保護 (261件)

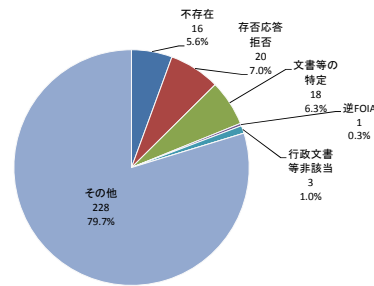


合計 (1,198件)

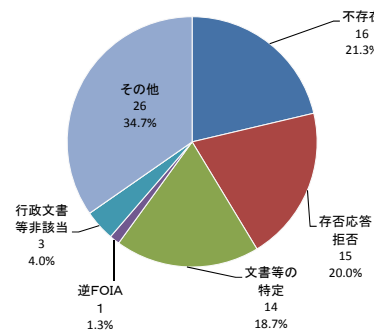


答申結果別の内訳

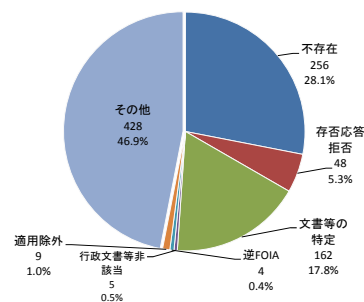
「妥当でない (一部妥当でないも含む)」 (286件)



「全部を妥当でない」 (75件)



「妥当である」 (912件)



7-1 不存在事件

不存在事件については、平成28年度で213件（情報公開157件、個人情報保護56件）の諮問を受け、平成27年度以前の諮問も含め、272件（情報公開212件、個人情報保護60件）について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、16件あり、情報公開関連が12件（注1）、個人情報保護関連が4件（注2）である。

（注1）平成28年度（行情）答申第54号、第124号、第249号、第403号、第579号、第580号、第605号、第632号、第728号、第802号及び第809号並びに平成28年度（独情）答申第44号

（注2）平成28年度（行個）答申第55号及び第123号並びに平成28年度（独個）答申第38号及び第40号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成28年度に53件（情報公開51件、個人情報保護2件）の諮問を受け、平成27年度以前の諮問も含め、68件（情報公開65件、個人情報保護3件）について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、15件あり、情報公開関連が14件（注1）、個人情報保護関連が1件（注2）である。

（注1）平成28年度（行情）答申第405号、第408号、第409号、第410号、第411号、第412号、第413号、第415号、第604号及び第765号並びに平成28年度（独情）答申第42号、第50号、第88号及び第89号

（注2）平成28年度（行個）答申第140号

7-3 文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、平成28年度に115件（情報公開96件、個人情報保護19件）の諮問を受け、平成27年度以前の諮問を含め、180件（情報公開152件、個人情報保護28件）について答申を出している。

この文書等の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、14件あり、情報公開関連が12件（注1）、個人情報保護関連が2件（注2）である。

（注1）平成28年度（行情）答申第75号、第234号、第520号、第564号、第648号、第679号、第686号、第713号、第718号、第741号及び第775号並びに平成28年度（独情）答申第29号

（注2）平成28年度（行個）答申第85号及び第178号

7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成28年度に3件（情報公開3件）の諮問を受け、平成27年度以前の諮問も含め、5件（情報公開5件）について答申を出している。

この逆FOIA事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、1件あり、情報公開関連が1件（注）である。

（注）平成28年度（独情）答申第22号

7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成28年度に10件（情報公開9件、個人情報保護1件）の諮問を受け、平成27年度以前の諮問も含め、8件（情報公開8件）について答申を出している。

この行政文書等非該当事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、3件あり、全て情報公開関連（注）である。

(注) 平成28年度(行情) 答申第59号, 第646号及び第647号

7-6 適用除外事件

適用除外事件については, 平成28年度に2件(個人情報保護2件)の諮問を受け, 平成27年度以前の諮問を含め, 9件(個人情報保護9件)について答申を出している。

8 その他

原処分について, 「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については, 次のとおりである。

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして, これを取り消すべきとした答申は, 3件(注)である。

(注) 平成28年度(行情) 答申第123号及び第591号並びに平成28年度(独情) 答申第38号

8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について, これを取り消すべきとした答申は, 2件(注)である。

(注) 平成28年度(行情) 答申第320号及び第488号

9 総会(委員の全員をもって構成する合議体)

9-1 総会

平成28年度は, 設置法6条2項に基づく総会は開催しなかった。

9-2 運営会議

平成28年度には, 情報公開・個人情報保護審査会運営規則29条に基づき, 運営会議を開催した(平成28年4月6日)。

10 各部会の調査審議回数

各部会は, 原則として毎週, 定例日を定めて調査審議を行った。

	調査審議回数
第1部会	31回
第2部会	31回
第3部会	32回
第4部会	35回
第5部会	34回

(別表) 答申の調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるもの

	行情(注1)	独情(注2)
平成13年度	55	
平成14年度	83, 164, 181, 279, 395, 426, 427, 428, 429, 430, 469, 527	
平成15年度	370, 454, 509, 590, 591	44
平成16年度	319, 488, 555	
平成17年度	129, 130, 133, 230, 231, 488	9
平成18年度		
平成19年度		103
平成20年度	262	
平成21年度	288, 330	6, 10
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度	537, 538	
平成25年度	422	
平成26年度		
平成27年度		
平成28年度		

(注1) 数字は答申番号である。

(注2) 個人情報保護について、該当する答申はない。

Ⅱ 情報公開

1 諮問・答申件数

平成28年度の諮問件数は650件、答申件数は937件である。

なお、平成13年度から平成28年度までの総諮問件数は11,547件、総答申件数は10,749件であり、平成28年度末時点での審議中の件数は338件である。

○情報公開関連

[平成28年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	574	839	12
独立行政法人等	76	98	1
合計	650	937	13

[平成13年度～平成28年度]

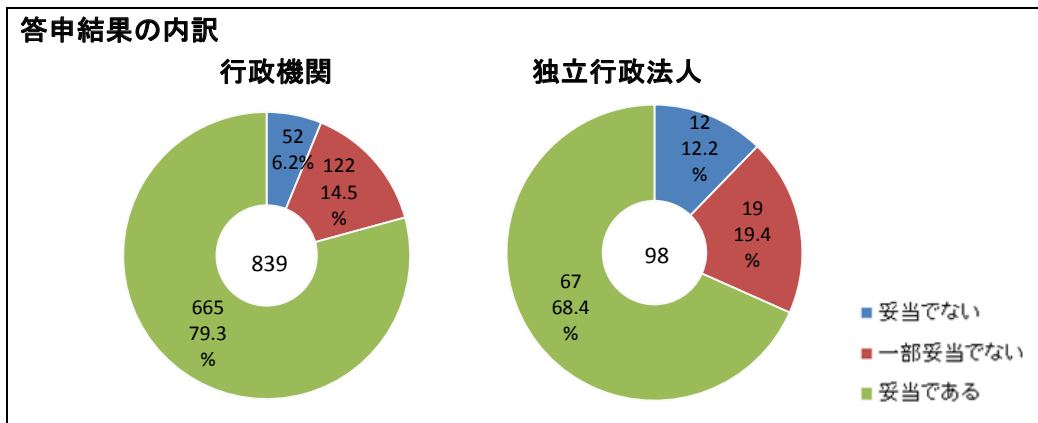
(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (平成28年度末) (a-b-c)
行政機関	10,403	9,733	359	311
独立行政法人等	1,144	1,026	91	27
合計	11,547	10,759	450	338

2 答申結果の分類

平成28年度に出された答申件数(937件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、205件(21.9%)である。

	行政機関	独立行政法人	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	52件 (6.2%)	12件 (12.2%)	64件 (6.8%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	122件 (14.5%)	19件 (19.4%)	141件 (15.0%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			205件 (21.9%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	665件 (79.3%)	67件 (68.4%)	732件 (78.1%)
合計	839件 (100%)	98件 (100%)	937件 (100%)

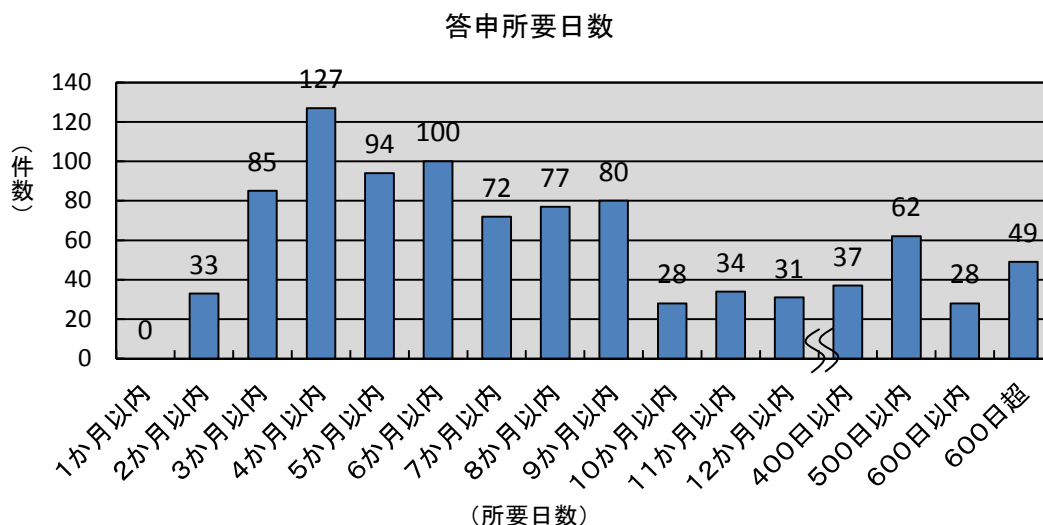


3 平均処理期間・審議回数

平成28年度の答申（937件）について、平均処理期間は242.7日、平均審議回数は2.5回であり、最短の事件では35日で処理が終了しており（平成28年度（行情）答申第21号、第22号及び第370号）、最長の事件では1,224日かかっている（平成28年度（行情）答申第490号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.0回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は7か月以内で答申を出しており、全体の約3分の2は9か月以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

平成28年度の答申（937件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは2件である。
- (3) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。

5 インカメラ

平成28年度の答申（937件）についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは455件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

平成28年度の答申（937件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

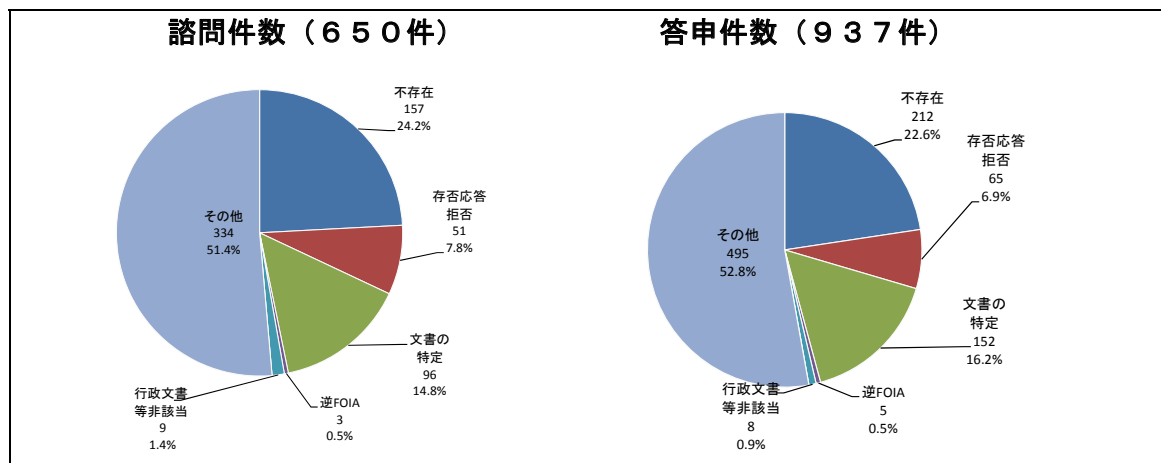
（注）ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

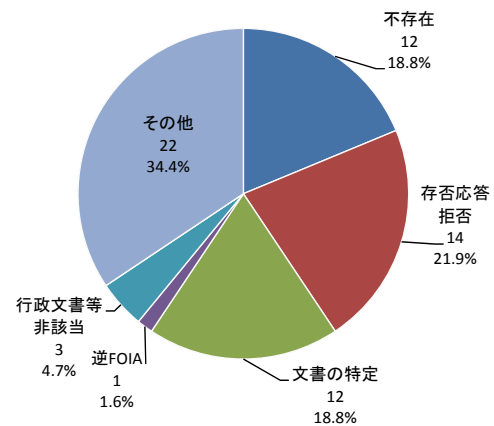
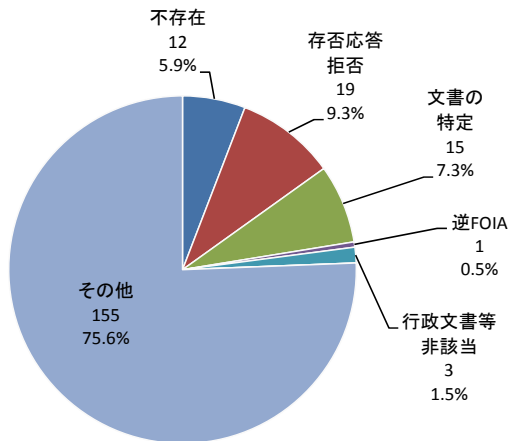
（単位：件）

	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない		妥当 である	
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	157	212	12	12	0	200
存否応答拒否事件	51	65	19	14	5	46
文書の特定を争う事件	96	152	15	12	3	137
逆FOIA事件	3	5	1	1	0	4
行政文書等非該当事件	9	8	3	3	0	5
適用除外事件	0	0	0	0	0	0
その他事件	334	495	155	22	133	340
合計	650	937	205	64	141	732

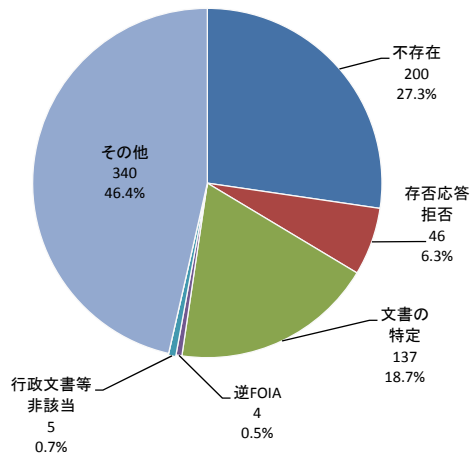


答申結果別の内訳

「妥当でない（一部妥当でないも含む）」（205件） 「全部を妥当でない」（64件）



「妥当である」（732件）



7-1 不存在事件

不存在事件については、平成28年度に157件の諮問を受け、平成27年度以前の諮問も含め、212件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、12件（注）である。

（注）平成28年度（行情）答申第54号、第124号、第249号、第403号、第579号、第580号、第605号、第632号、第728号、第802号及び第809号並びに平成28年度（独情）答申第44号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成28年度に51件の諮問を受け、平成27年度以前の諮問も含め、65件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、14件（注）である。

（注）平成28年度（行情）答申第405号、第408号、第409号、第410号、第411号、

第412号, 第413号, 第415号, 第604号及び第765号並びに平成28年度(独情)答申第42号, 第50号, 第88号及び第89号

7-3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については, 平成28年度に96件の諮問を受け, 平成27年度以前の諮問を含め, 152件について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち, 全部を妥当でないとしたものは, 12件(注)である。

(注)平成28年度(行情)答申第75号, 第234号, 第520号, 第564号, 第648号, 第679号, 第686号, 第713号, 第718号, 第741号, 第775号並びに平成28年度(独情)答申第29号

7-4 逆FOIA(第三者不服申立て)事件

処分庁が開示するとした部分について, 第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については, 平成28年度に3件の諮問を受け, 平成27年度以前の諮問を含め, 5件について答申を出している。

この逆FOIA事件に関する答申のうち, 全部を妥当でないとしたものは, 1件(注)である。

(注)平成28年度(独情)答申第22号

7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については, 平成28年度に9件の諮問を受け, 平成27年度以前の諮問を含め, 8件について答申を出している。

この行政文書等非該当事件に関する答申のうち, 全部を妥当でないとしたものは, 3件(注)である。

(注)平成28年度(行情)答申第59号, 第646号及び第647号

8 その他

原処分について, 「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については次のとおりである。

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして, これを取り消すべきとした答申は, 3件(注)である。

(注)平成28年度(行情)答申第123号及び第591号並びに平成28年度(独情)答申第38号

8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について, これを取り消すべきとした答申は, 2件(注)である。

(注)平成28年度(行情)答申第320号及び第488号

Ⅲ 個人情報保護

1 諮問・答申件数

平成28年度の諮問件数は245件、答申件数は261件である。

なお、平成17年度から平成28年度までの総諮問件数は2,533件、総答申件数は2,277件であり、平成28年度末時点で審議中の件数は182件である。

○個人情報保護関連

[平成28年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	196	221	5
独立行政法人等	49	40	1
合計	245	261	6

(単位：件)

	行政機関			独立行政法人		
	諮問件数	答申件数	取下件数	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	168	200	5	43	34	1
訂正請求関連	18	16	0	6	5	0
利用停止請求関連	10	5	0	0	1	0
合計	196	221	5	49	40	1

[平成17年度～平成28年度]

(単位：件)

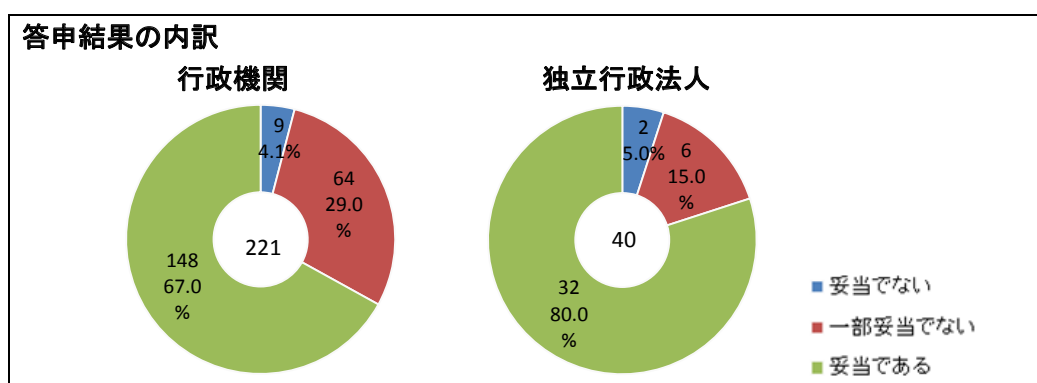
	諮問件数	答申件数	取下件数	審議中の件数 (平成28年度末)
	(a)	(b)	(c)	(a-b-c)
行政機関	1,958	1,747	58	153
開示請求	1,818	1,635	53	130
訂正請求	117	96	4	17
利用停止請求	23	16	1	6
独立行政法人等	575	530	16	29
開示請求	485	449	14	22
訂正請求	71	63	2	6
利用停止請求	19	18	0	1
合計	2,533	2,277	74	182
開示請求	2,303	2,084	67	152
訂正請求	188	159	6	23
利用停止請求	42	34	1	7

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

2 答申結果の分類

平成28年度に出された答申件数（261件）のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの（一部妥当でないとしたものを含む。）は、81件（31.0%）である。

	行政機関	独立行政法人	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	9件 (4.1%)	2件 (5.0%)	11件 (4.2%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	64件 (29.0%)	6件 (15.0%)	70件 (26.8%)
小計（諮問庁の判断は妥当でない（一部妥当でないも含む）としたもの）			81件 (31.0%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	148件 (67.0%)	32件 (80.0%)	180件 (69.0%)
合計	221件 (100%)	40件 (100%)	261件 (100%)

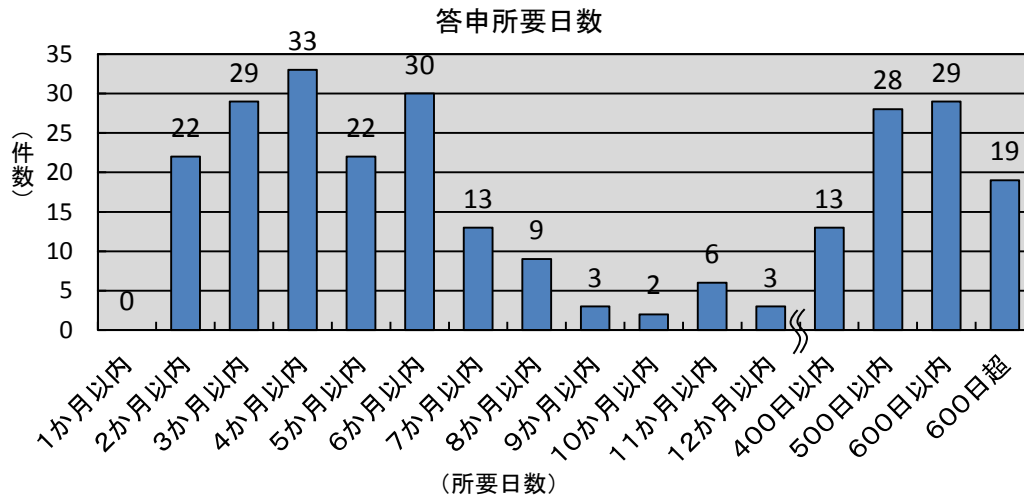


3 平均処理期間・審議回数

平成28年度の答申（261件）について、平均処理期間は273.7日、平均審議回数は2.5回であり、最短の事件では38日で処理が終了しており（平成28年度（行個）答申第80号）、最長の事件では953日かかっている（平成28年度（行個）答申第189号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は、2.0回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は6か月以内で答申を出しており、全体の約3分の2は12か月以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述，口頭説明聴取等の実績

平成28年度の答申（261件）についてみると，不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものはなく，諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものもない。また，調査審議の経過欄に，「参考人」と記載のあるものもない。

5 インカメラ

平成28年度の答申（261件）についてみると，対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは115件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に，「本件対象保有個人情報の見分」等と記載されている答申数である。対象保有個人情報が不存在である場合，存否応答拒否の正当性が争われている場合，一定の様式に記入された個人情報であり，その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など，事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

平成28年度の答申（261件）についてみると，諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

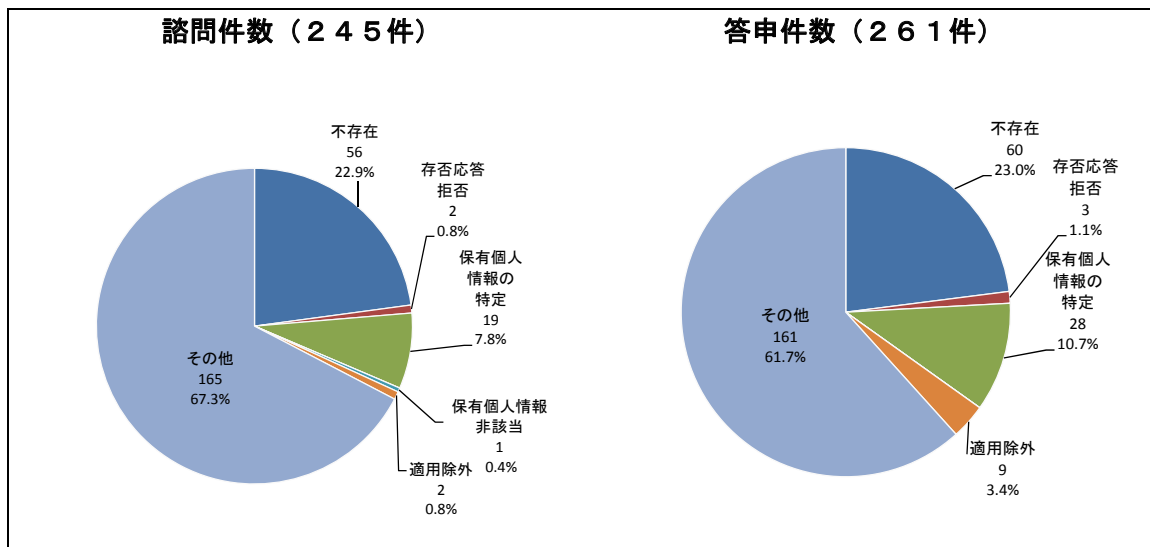
（注）ただし，ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として，諮問庁が自主的に，あるいは事務局の要請に応じて対象保有個人情報の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件，存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については，以下のとおりである。

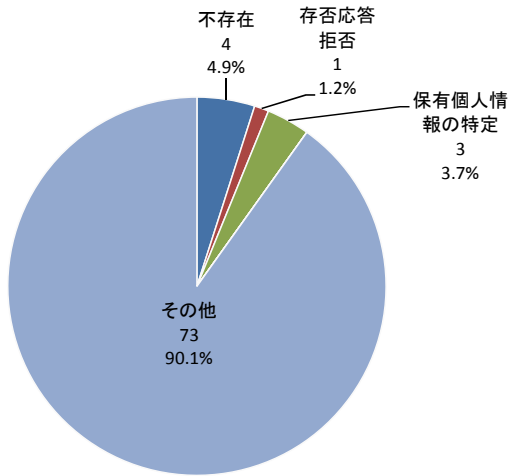
(単位：件)

	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない		妥当 である	
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	56	60	4	4	0	56
存否応答拒否事件	2	3	1	1	0	2
保有個人情報の特定を争う事件	19	28	3	2	1	25
逆FOIA事件	0	0	0	0	0	0
保有個人情報非該当事件	1	0	0	0	0	0
適用除外事件	2	9	0	0	0	9
その他事件	165	161	73	4	69	88
合計	245	261	81	11	70	180

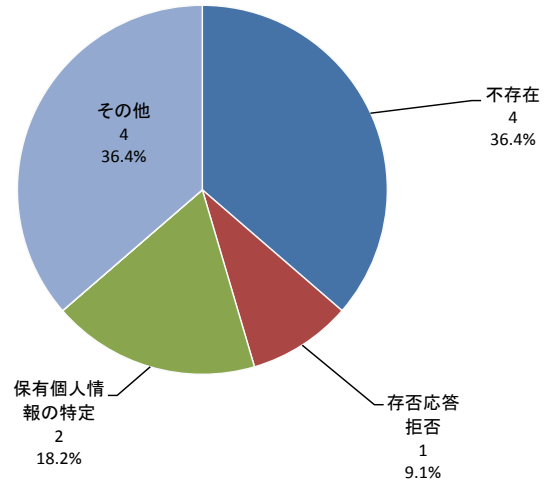


答申結果別の内訳

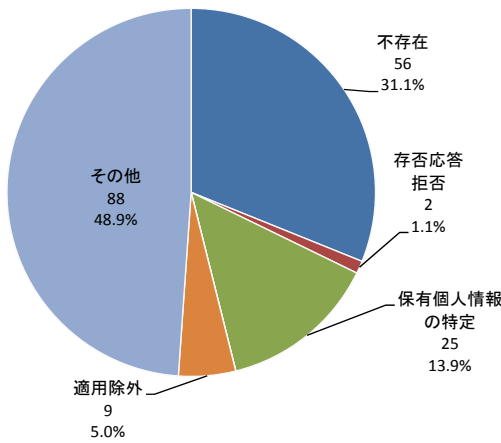
「妥当でない（一部妥当でないも含む）」（81件）



「全部を妥当でない」（11件）



「妥当である」（180件）



7-1 不不存在事件

不不存在事件については、平成28年度では56件の諮問を受け、平成27年度以前の諮問も含め、60件について答申を出している。

この不不存在に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（保有個人情報が存在するとされたもの）は、4件（注）である。

（注）平成28年度（行個）答申第55号及び第123号並びに平成28年度（独個）答申第38号及び第40号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成28年度に2件の諮問を受け、3件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、1件（注）である。

(注) 平成28年度(行個) 答申第140号

7-3 保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、平成28年度に19件の諮問を受け、平成27年度以前の諮問を含め、28件について答申を出している。

この保有個人情報の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、2件(注)である。

(注) 平成28年度(行個) 答申第85号及び第178号

7-4 逆FOIA(第三者不服申立て)事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成28年度に諮問を受けておらず、答申も出していない。

7-5 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、平成28年度に1件の諮問を受けたが答申は出していない。

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、平成28年度に2件の諮問を受け、平成27年度以前の諮問を含め、9件について答申を出している。

IV 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないとしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

平成28年度の答申を整理すると、90件の答申において付言がみられ、開示決定等の理由の提示など12の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（29件）が最も多く、続いて、開示決定等の理由の提示に関する付言（16件）、開示決定等に係る調査不足に関する付言（9件）、開示決定の迅速・的確化に関する付言（6件）、開示決定等通知書の不適切な記載に関する付言（6件）、文書等の特定に関する付言（6件）、補正に関する対応に関する付言（6件）などという順になっている。

各項目の主な付言の該当部分は、以下のとおりである。

（注）一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの（29件）

- ・ 本件については、原処分に対する異議申立てから諮問までに約1年8か月が経過している。当審査会への諮問については、平成17年8月3日の各省庁の申合せにより、特段の事情がない限り、不服申立てがあった日から遅くとも90日を超えないようにすることとされている。

諮問の著しい遅れは、不服申立ての処理を遅延させ、簡易迅速な権利救済手段である不服申立制度の趣旨を没却することにもなりかねない。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

（平成28年度（行情）答申第1号）

- ・ 本件諮問は、異議申立て後、2年1か月余を経過して行われている。本件対象文書の不開示理由からして、異議申立てから諮問までにそれほど長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したといわざるを得ない。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

（平成28年度（行情）答申第319号）

など

2) 開示決定等の理由の提示について付言したもの（16件）

- ・ 本件開示決定通知書には、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書き及びイの各条項ごとに、不開示とされた情報の内容、不開示とする理由が記載されており、違法とまではいえないが、本件対象保有個人情報におけるそれぞれの不開示部分がいずれの不開示理由に該当するかについては明確であるとはいえない。

このため、原処分における理由の提示は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切を欠

くものであるといわざるを得ず、諮問庁においては今後適切な指導が望まれる。

(平成28年度(行個)答申第193号)

- ・ 原処分の不開示理由について、「開示請求のあった文書は存在しないため」と記載されているところ、一般に文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実だけでは足りず、対象文書を作成又は保有していないか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであるといわざるを得ず、処分庁においては、今後の対応においては、上記の点につき留意すべきである。

(平成28年度(行情)答申第678号)

など

3) 開示決定等に係る調査不足について付言したもの(9件)

- ・ 本件においては、原処分が行われた後の審査請求人と諮問庁との応接により、本件開示請求の趣旨が明確化され、開示すべき文書が新たに特定されるなどしたのであり、こうした経緯に照らせば、処分庁においても、原処分に先立ち、開示請求者(審査請求人)に確認するなどして本件開示請求の趣旨を明確化することは十分に可能であったと考えられる。

今後、開示請求に係る手続においては、上記の点を踏まえたより適切な対応が望まれる。

(平成28年度(行情)答申第71号及び同第72号)

- ・ 上記1のとおり、本件開示部分については、諮問庁が補充理由説明書で初めて主張したものであり、本件対象文書につき、原処分及び諮問の段階で、開示すべき情報があるか否かについて十分精査した上で、不開示部分を特定しているものとは認め難い。今後、開示決定等に当たっては、その対象となる行政文書につき、内容を十分精査し決定すべきである。

(平成28年度(行情)答申第497号)

など

4) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの(6件)

- ・ 処分庁は、本件開示請求について、法10条1項に規定する開示決定等の期限を過ぎているにもかかわらず、開示決定等を行っておらず、また、同条2項に基づく期限延長の通知も行っていなかった。

このような処分庁の対応の遅れは、法の規定に反した不適切な措置であるといわざるを得ず、今後は、法の制度趣旨を十分に理解した上で迅速かつ適切な対応をすべきである。

(平成28年度(行情)答申第32号)

- ・ 文書2と文書20は、同一の文書であると認められるが、文書2についてされた原処

分2及び原処分2に先立つ平成26年8月13日付け防官文第12233号による処分の内容と、文書20についてされた原処分5の内容が異なっていることが認められた。

原処分5のうち文書20に係る部分については、異議申立てがされていないので判断しないが、同一の文書についての開示決定等の内容が異なることは、開示請求の時点が異なるため事情変更が生じたなどの場合はともかく、法の適切な運用であるとはいえないことから、今後、処分庁においては、同様の事例が生じることのないよう適切な対応をすることが望まれる。

(平成28年度(行情)答申第65号ないし同第69号)
など

5) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの(6件)

- ・ 本件の開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」欄に、「当局システムに係る情報」が記録されている部分を法14条7号に該当するため不開示とした旨の記載が認められるが、本件対象保有個人情報を見分したところ、当該情報に該当する部分が見当たらない。

そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該情報は本件対象保有個人情報には記録されておらず、上記の記載は誤記とのことであった。

これは、慎重さに欠ける不適切な対応といわざるを得ず、処分庁においては、今後の開示請求への対応について、精査した内容に即し、慎重に開示決定等を行うよう、適切な対応が強く望まれる。

(平成28年度(行個)答申第130号)

- ・ 本件開示請求に対して処分庁が開示請求者に発出した原処分の通知書をみると、「日本司法支援センター 宮城地方事務所長」名義となっている。

法に基づく開示決定等は、開示請求をされた独立行政法人等が行うものであり、その通知も、当該独立行政法人等の名義で行うべきである。

(平成28年度(独個)答申第11号)
など

6) 文書等の特定について付言したもの(6件)

- ・ 原処分において開示された本件対象保有個人情報が記録された別紙の3に掲げる文書の作成経緯について、諮問庁は、上記2(2)エのとおり説明するが、法は、開示請求時点において存在する保有個人情報があるがままの状態を開示することを求めるものであるため、処分庁が行った保有個人情報の特定の方法は不適切である。

処分庁においては、今後、法の趣旨を正しく踏まえ、適切に対応することが望まれる。

(平成28年度(行個)答申第188号)
など

7) 補正に関する対応について付言したもの(6件)

- ・ 開示請求内容に合致する文書が複数存在する場合には、その全てを対象文書として特

定した上で開示決定等を行う必要があり、仮に開示請求の趣旨に疑義がある場合には、開示請求者にその趣旨を確認するか請求文言の補正を求めるべきである。

(平成28年度(行情)答申第423号)

など

8) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの(5件)

- ・ なお、別紙の1及び2のとおり、処分庁は、本件開示請求を受けて特定した文書名として、本件請求文書と同一の文書名を開示決定通知書に記載した上で、別紙の3に掲げる3文書を開示したものであるが、本来は、開示決定通知書には、特定した文書名としてそれら3文書の名称を記載すべきであったのであるから、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(平成28年度(行情)答申第736号)

など

9) 情報提供について付言したもの(5件)

- ・ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、異議申立人の実母Cの実父である戦没者特定個人Aに係る特別弔慰金に関しては、Cの受給記録は、Cを本人とする保有個人情報に当たり、戦没者特定個人Aに係る恩給に関しては、Cの恩給請求に関する情報は、Cを本人とする保有個人情報に当たるとされる。

このため、Cが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、Cを本人とする保有個人情報の開示請求を行った場合、本件開示請求に関する何らかの情報を得られる可能性が否定できないことから、処分庁は、異議申立人に対して、Cを本人とする保有個人情報については、Cが行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求権を有する旨の教示を行うことが望ましい。

(平成28年度(行情)答申第508号)

など

10) 文書管理について付言したもの(5件)

- ・ 環境省行政文書管理規則等に照らし、開示請求時点で保存期間が満了していないにもかかわらず、本件対象保有個人情報が記録された文書を廃棄したことは、公文書等の管理に関する法律にもとる行為であり、これは、行政文書の管理意識の欠如に起因するものと思われるから、処分庁においては、今後適切な行政文書の管理等を行うことが求められる。

(平成28年度(行個)答申第158号)

など

11) 開示・不開示の判断について付言したもの(2件)

- ・ 本件は、原処分において特定事件番号に係る裁判の原告の氏名等といった本来開示すべきではない部分の情報を開示している。

法による開示請求権制度は、何人に対しても、開示を請求する理由や利用の目的を問

わず，行政文書の開示を請求できる権利を定めるものであり，原処分は，そのような法の趣旨を十分に理解した運用とはいいい難い。

今後の開示請求事務に当たっては，法の趣旨に沿って適切に対応することが望まれる。

(平成28年度(行情)答申第743号)

など

12) その他(13件)

- ・ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，審査請求人は，特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として，青森労働者災害補償保険審査官に対し，労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており，原処分後に，上記労災保険給付に係る審査請求事件について，青森労働者災害補償保険審査官による決定がなされ，審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされており，また，その後，審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ，審査請求人に対して，当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた，いわゆる事件プリントが送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては，当該決定書及び事件プリントの内容を審査請求人が知り得る状況ではないが，当該決定書等の送付により，当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから，諮問庁の現時点における対応としては，当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

(平成28年度(行個)答申第214号)

など

【参考】平成28年度に付言を行った答申一覧

区 分	答 申 番 号
1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(29件)	平成28年度(行情) 答申第1号
	平成28年度(行情) 答申第2号
	平成28年度(行情) 答申第13号
	平成28年度(行情) 答申第43号
	平成28年度(行情) 答申第255号
	平成28年度(行情) 答申第319号
	平成28年度(行情) 答申第388号
	平成28年度(行情) 答申第428号
	平成28年度(行情) 答申第656号
	平成28年度(行情) 答申第662号
	平成28年度(行情) 答申第680号
	平成28年度(行情) 答申第681号
	平成28年度(行情) 答申第701号
	平成28年度(行情) 答申第717号
	平成28年度(行情) 答申第809号
	平成28年度(独情) 答申第71号
	平成28年度(独情) 答申第72号
	平成28年度(独情) 答申第73号
	平成28年度(独情) 答申第90号

平成28年度(行個) 答申第63号	
平成28年度(行個) 答申第87号	
平成28年度(行個) 答申第118号	
平成28年度(行個) 答申第119号	
平成28年度(行個) 答申第120号	
平成28年度(行個) 答申第184号	
平成28年度(行個) 答申第189号	
平成28年度(行個) 答申第218号	
平成28年度(行個) 答申第219号	
2) 開示決定等の理由の提示について付言したもの(16件)	平成28年度(行情) 答申第225号
	平成28年度(行情) 答申第245号
	平成28年度(行情) 答申第293号
	平成28年度(行情) 答申第424号
	平成28年度(行情) 答申第491号
	平成28年度(行情) 答申第506号
	平成28年度(行情) 答申第518号
	平成28年度(行情) 答申第553号

	平成28年度（行情）答申第678号 平成28年度（行情）答申第702号 平成28年度（行情）答申第773号 平成28年度（独情）答申第31号 ----- 平成28年度（行個）答申第12号 平成28年度（行個）答申第183号 平成28年度（行個）答申第192号 平成28年度（行個）答申第193号
3) 開示決定等に係る調査不足について付言したもの（9件）	平成28年度（行情）答申第71号 平成28年度（行情）答申第72号 平成28年度（行情）答申第223号 平成28年度（行情）答申第296号 平成28年度（行情）答申第423号 平成28年度（行情）答申第497号 平成28年度（行情）答申第498号 平成28年度（行情）答申第518号 平成28年度（行情）答申第519号
4) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの（6件）	平成28年度（行情）答申第32号 平成28年度（行情）答申第65号 平成28年度（行情）答申第66号 平成28年度（行情）答申第67号 平成28年度（行情）答申第68号 平成28年度（行情）答申第69号
5) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの（6件）	平成28年度（行情）答申第74号 平成28年度（行情）答申第616号 平成28年度（行情）答申第820号 平成28年度（行情）答申第823号 ----- 平成28年度（行個）答申第130号 平成28年度（独個）答申第11号
6) 文書等の特定について付言したもの（6件）	平成28年度（行情）答申第463号 平成28年度（行情）答申第522号 平成28年度（行情）答申第816号 ----- 平成28年度（行個）答申第188号 平成28年度（行個）答申第211号 平成28年度（行個）答申第212号
7) 補正に関する対応について付言したもの（6件）	平成28年度（行情）答申第423号 平成28年度（行情）答申第518号 平成28年度（行情）答申第519号 平成28年度（行情）答申第553号

	平成28年度（行情）答申第554号 平成28年度（行情）答申第833号
8）開示決定等における対象文書の表記について付言したもの（5件）	平成28年度（行情）答申第101号 平成28年度（行情）答申第736号 平成28年度（行情）答申第775号 平成28年度（行情）答申第776号 平成28年度（独情）答申第31号
9）情報提供について付言したもの（5件）	平成28年度（行情）答申第508号 平成28年度（行情）答申第736号 平成28年度（行情）答申第775号 平成28年度（行情）答申第776号 平成28年度（行情）答申第790号
10）文書管理について付言したもの（5件）	平成28年度（行情）答申第791号 平成28年度（行情）答申第826号 ----- 平成28年度（行個）答申第158号 平成28年度（行個）答申第164号 平成28年度（行個）答申第188号
11）開示・不開示の判断について付言したもの（2件）	平成28年度（行情）答申第743号 ----- 平成28年度（行個）答申第67号
12）その他（13件）	平成28年度（行情）答申第223号 平成28年度（行情）答申第296号 平成28年度（行情）答申第423号 平成28年度（行情）答申第497号 平成28年度（行情）答申第498号 平成28年度（行情）答申第506号 平成28年度（行情）答申第518号 平成28年度（行情）答申第519号 平成28年度（行情）答申第638号 平成28年度（行情）答申第795号 ----- 平成28年度（行個）答申第197号 平成28年度（行個）答申第200号 平成28年度（行個）答申第214号

(注) 平成28年度（行情）答申第223号，第296号，第423号，第497号，第498号，第506号，第518号，第519号，第553号，第736号，第775号及び第776号，平成28年度（独情）答申第31号並びに平成28年度（行個）答申第188号においては，複数の項目にわたって付言している。